

消費生活センターだより

第126号
令和7年4月

不用品・粗大ごみ回収サービスに注意！



【事例】

- 1.インターネットで、家具の不用品を回収する業者を検索し、見積だけで来訪する業者Aを見つけた。A業者はトラックで来訪し見積額6万円と言われた後に、「今月法律が変わる。法律変更後は倍の価格になる」と言ってきたので急いで契約をしてしまった。トラックに積載中にA業者の説明に不審を覚えて別業者Bに相談をしたら3万円で出来ると言われた。A社にキャンセルを求めようとしたが積載を終了していたので諦めた。
- 2.ポストに投函されていた、「無料回収します」とのチラシを見て不要の家電製品等を指示通りに庭先の道路に見える場所に出したら、知らない間に不用品がなくなっていた。信用してよかったか心配になった。

～アドバイス～

一般の家庭から排出される不用品や粗大ごみは、「一般廃棄物」として自治体の委託と許可を受けた事業者しか回収できないことになっています。無許可の廃棄物回収業者によって回収された廃家電や粗大ごみが不法投棄された事例が報告されています。環境対策を行わず廃家電を破棄することでフロンガスや鉛などの有害物質が環境に放出されます。

*自分で運べないものは……市役所の環境課に相談をする。

*家電製品4品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は家電リサイクル法の対象品目です。小売業者に相談をして適切に処理をしてもらいましょう。

【注意点】

※町中を巡回する業者で無許可業者、事前に見積額を提示しない業者、不用品回収業者と偽って家に入る業者等に注意しましょう。

※契約する前に、許可業者の確認、追加料金の有無、料金の明確化、キャンセル料の確認。

～～～不用品の処分は自治体が提供する窓口に余裕をもって依頼しましょう。～～～

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019